

■介護保険住宅改修についてのQ&A

No.	質 問	回 答
1	既存手すりのネジが緩んでおり、取れそうなので補強板を取り付けたい。	給付対象外。単に老朽化したとの理由や取り付けの不具合によるものは認められない。
2	既存手すりが老朽化したことから、それを撤去して新設したい。	給付対象外。単に老朽化したとの理由は認められない。
3	既存手すりの高さが合わないので位置を変更したい。	利用者の現在の身体状態から必要と認められる場合は移設費用のみ対象となる。
4	既存手すりが細くて握れないので太い手すりに交換したい。	利用者の現在の身体状態から必要と認められる場合は対象となる。既存手すりが利用者に適さない状況を詳しく理由書に記載すること。また、既存手すりとは新設手すりが比較できる写真を添付すること。
5	以前介護保険で手すりを設置したが、本人の動作と合わないことが判明したので手すりを別の箇所に付けなおしたい。	給付対象外。設置する前に十分にアセスメントをすること。
6	作り付けのくつ箱に手すりを付けたい。	固定してある家具であれば対象となる。固定されていることが分かる写真を添付すること。
7	花壇の手入れのために庭への出入り口に手すりを付けたい。	給付対象外。最低限の日常生活に必要な生活動線（浴室・トイレ・寝室等）に限られる。趣味・趣向に関するものは認められない。
8	店舗兼居宅であり、仕事のために店舗への出入り口に手すりを付けたい。	給付対象外。居住スペースのみ対象となる。
9	1階店舗、2階居住スペースで、独立した玄関はなく店舗の出入り口を玄関として使用している場合、手すり設置費用は対象となるか。	給付対象となる。玄関は生活するために必要な生活動線であり、必要な理由と家屋状況が明確であれば対象となる。
10	1階で生活が完結しているが、リハビリのために2階への階段に手すりを付けたい。	給付対象外。介護保険の住宅改修は、最低限の日常生活に必要な箇所（浴室・トイレ・寝室等）に限られるため、認められない。
11	各階にトイレがあり、各階のトイレに手すりを設置したい。	主に使用するトイレが対象となる。生活動線が各階にある場合は給付対象となるが、主な日常生活は1階で完結しており、2階には季節のものを取りに行く時だけ行く場合等は対象とならない。
12	階段に既存手すりがついているが、反対側にも手すりを設置したい。	利用者の現在の身体状態から必要と認められる場合は対象となる。両側に手すりが必要な理由を詳細に記載すること。
13	棚や紙巻き器一体型の手すりの費用は全額給付となるか。	手すり部分のみ給付対象。内訳書で棚・紙巻き器と手すりの金額を按分すること。ただし、平坦型（棚状）の手すりとして、十分な耐荷重が確認できる場合は対象となる。

手すりの
取り付け

	No.	質 問	回 答
手すりの 取り付け	14	上部平坦型（棚状のもの）の手すりを付けたい。	利用者の身体状況に適切であれば認められる。特殊な形状のものの場合、選定理由を詳細に記載すること。
	15	トイレ用アームレストは対象となるか。	給付対象外。姿勢保持を主な目的としたものは耐荷重が不十分であり、手すりとはみなされないため対象外となる。ただし、手すりとして十分な耐荷重が確認できる場合は対象となる。
	16	2階からの転落防止のために階段上に跳ね上げ式手すりを設置したいが対象となるか。	給付対象外。転落防止は種目がないため対象とならない。
	17	フレーム式トイレ手すりを床に固定して使用したい。	ねじで固定していれば支給対象。ただし、フレーム式トイレ手すりは貸与対象品目であり身体の状態が変わる可能性もあるので貸与することを基本とする。
	18	玄関から道路までの手すりは対象となるか。	屋外の改修も、敷地内であれば対象となる。ただし、セットバック部分は施工ができない。
	19	手すり取り付けの下地補強の際、クロス張り替えが必要になった場合のクロス費用は対象となるか。	下地補強した部分のみであれば対象となるが、壁全体を張り替えた場合は対象とならない。ただし、全体を張り替えた場合でも、手すりに係る部分が按分できるのであれば対象となる。
段差	20	階段昇降機を設置したい。	給付対象外。階段昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する工事は支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式の場合は、移動用リフトとして福祉用具の貸与の対象である。
	21	浴室のタイル壁に穴を空けられないため、特許を取得した固定材（エポキシ剤）で固定したい。	取り外しが容易ではなく、安全性が確保できると認められれば対象とする。
	22	被保険者は歩行出来ないため、介助者が背負って階段昇降するため手すりを付けたい。	給付対象外。被保険者が全く使用せず、介助者の負担軽減のためだけの改修は対象外となる。
	23	居室から屋外に出るため、掃き出し窓にスロープを設置したい。	段差の解消の対象となる。
	24	飛び石を撤去してコンクリートで平らにしたい。	対象となる。ただし、実際通路として使用する範囲のみ給付対象となる。
	25	玄関から道路までの敷地内通路に駐車場がある場合の段差解消は可能か。	全体の面積から通路部分を案分し、施工費用を算出すること。また部材費用も対象箇所について算出すること。
	26	階段の段数を増やし緩やかにしたい。	対象となる。
	27	手すり付きステップ台を設置したい。	手すりの取り付けと段差解消双方の理由があり、固定すれば対象となる。固定していることが分かる写真を添付すること。

	No.	質 問	回 答
段差	28	敷居撤去の際生じる扉と床との間に隙間をなくすために扉の一部を補修する（継ぎ足し）費用は付帯工事となるか。	扉下部の隙間の補修は付帯工事として認められる。ただし、扉の交換は対象とにならない。
	29	引き戸部分の敷居撤去に伴い戸車を交換しなければならない場合、戸車の交換は対象となるか。	戸車を交換しなければ引き戸として使用できない場合は付帯工事となる。
	30	玄関たたきの奥行きが狭く足を踏み外す恐れがあるため踏面を伸ばしたいが対象となるか。	給付対象外。踏面を伸ばすことは段差の解消には該当しない。
	31	浴槽取替えも段差解消の対象となるか。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	32	浴室床と脱衣所床面の段差を解消するために、ユニットバスを設置したい。	ユニットバスの場合、該当部分の金額を按分して内訳書に記載すること。
	33	浴室床の段差解消に伴う給排水の工事費は対象となるか。	付帯工事となる。
	34	浴槽の交換に伴う給湯器の交換は対象となるか。	給付対象外。
	35	汽車便の段差を解消し洋式の便器に交換した場合の給排水の工事費は付帯工事となるか。	段差解消の付帯工事には該当しない。便器の交換による付帯工事となる。
	36	レンタルスロープを設置しやすくするために階段の段差を解消したいが対象となるか。	給付対象外。レンタルスロープ設置のための工事は対象とにならない。
	37	以前住宅改修で工事したスロープにひびが入り危険なので修理したい。	給付対象外。修理は対象とにならない。
38	段差昇降機を設置するために犬走を撤去したい。	給付対象外。段差昇降機の設置は介護保険対象でないためそれに伴う付帯工事も対象とにならない。	
39	洗濯物を干す際、庭の段差が大きく出入りできないので、ウッドデッキを設置したい。	給付対象外。	
床材の変更	40	車いすの通行により、いたんだ廊下の板材を張り替えたい。	給付対象外。老朽化や物理的な摩耗、消耗を理由としたものは対象とにならない。
	41	畳が摩耗して滑りやすいので板材に変えたい。	給付対象外。単に摩耗しているとの理由は対象にならない。
	42	板材が腐食して通行に支障が生じているので新しくしたい。	給付対象外。身体状態とは関係なく腐食や破損は家屋を維持するための修繕となるため対象とにならない。
	43	現在は物置だが、将来居室として使用することを想定して、畳から板材に変えたい。	給付対象外。現在使用していない部屋は対象とにならない。居室として使用していて身体上の理由から改修が必要となった場合には対象となる。
	44	滑り防止のために床材の表面に溝をつけるなどの加工する場合は床材変更として給付対象となるか。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。

	No.	質 問	回 答
	45	階段踏面に滑り止めシートを貼り付ける工事は床材変更として給付対象となるか。	接着剤等で張り付けた場合は対象となる。工事後申請の際貼り付けていることが分かる作業中の写真を添付すること。
扉	46	車いすが通らないので間口を拡大し、二枚引戸を三枚引き戸に変えたい。	同じ種類の扉の交換は原則対象外だが、身体状況及び住環境上ほかに手段がない場合は対象となる。
	47	引き戸が重いので戸車を設置したい。	戸車の設置は対象となる。
	48	引き戸の戸車が劣化し重くなったので交換したい。	給付対象外。劣化した戸車の交換は対象とならない。
	49	車いすでの移動を容易にするために扉を撤去したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	50	扉を新設したい。	給付対象外。新設は対象とならない。
	51	ドアノブをレバー式に交換したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	52	トイレの扉を内開きから外開きに変更したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	53	扉を右開きから左開きにするために吊元を交換したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	54	押し入れの扉を交換したい。	給付対象外。人の出入りのための扉が対象となる。
	55	店舗兼玄関として利用している出入り口のシャッターが重く開閉がうまくできないので交換したい。	給付対象外。
便器	56	既存洋式便器を洗浄機能付き便器に交換したい。	給付対象外。
	57	和式便器から洗浄機能付き洋式便器に交換したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	58	身体に麻痺があることから、既存洋式便器に座れないので、便器の向きを変えたい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	59	和式から洋式の便器の交換を区の高齢者住宅改修助成制度と重複して申請できるか。	重複した内容の工事は申請できない。どちらか一方の制度のみとなる。
	60	和式便器（汽車便）を洋式便器に変える工事を区の高齢者住宅改修助成制度で申請し、段差解消部分を介護保険で申請した場合、給排水設備工事は介護保険の付帯工事となるか。	給排水設備工事は便器交換に関わる付帯工事のため、段差解消の付帯工事としては認められない。
その他	61	車いすで移動するための壁を取り壊し間口を拡張することは認められるか。	給付対象外。
	62	住民票の住居以外の住居を改修した場合、給付対象となるか。	給付対象外。住民票の住所地の住宅改修のみ対象となる。

	No.	質 問		回 答
その他	63	事前申請せず住宅改修をした場合、支給申請できるか。		支給申請の対象とならない。給付利用券発行後に行われた工事のみ対象である。
	64	住宅を新築する際に、介護保険の住宅改修を利用したい。		給付対象外。新築時に介護保険の住宅改修を行うことは、資産形成にあたるため。増改築も同様。
	65	新築に伴う外構工事のためスロープを設置したい。		給付対象外。新築、増改築と同様資産形成にあたるため。
	66	同じ敷地内に住宅を建て替えた場合、住宅改修費はリセットされるか。		建て替えは転居ではないため対象外となる。
	67	玄関から道路までの改修は対象となるか。		玄関から道路までの敷地内が対象となる。
	68	セットバック部分への改修は可能か。		セットバック部分への施工はできない。私道も含まれるため事前に確認する必要がある。
	69	外出のために出口を新設する場合は給付対象となるか。		居室内と同様に新設は給付対象とならない。
	70	外出の際、道路に出るまでの通路が2か所ある。両方に改修することは可能か。		2か所から道路へ出るための経路がある場合、通常は道路に近い出口が想定される。ただし、敷地の状況から改修によって容易に移動が可能となる場合は、遠回りとなっても改修が可能である。いずれか1か所の改修が原則となる。
	71	同一世帯に被保険者が二人いた場合、同一の工事に重複して申請してもよいか。		改修箇所を複数で按分することはできない。支給限度額は被保険者ごとに管理されるため、その範囲が重複しないように申請されるものとする。
	72	賃貸住宅の共用部分の改修は対象となるか。		一般的に住宅改修は被保険者の専用の居室内に限られるものとする。住宅の所有者が恣意的に当該被保険者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、身体状況、生活領域に応じて判断すべきものである。
	73	マンションの共有部分への改修工事は可能か。		賃貸住宅と同様に専有部分が対象と考えられるが、施工が必要な場合は、マンション管理規程による承諾や他の区分所有者全員の同意が必要である。
	74	共有私道への改修工事は可能か。		地権者全員の同意が必要である。
75	現在入院しているが退院に向けて住宅改修をしたい。		退院後を想定して住宅改修の申請をすることは差し支えない。ただし、一時帰宅時に施工箇所や施工位置を本人・家族に確認すること。また、完全に退院するまで支給申請はできない。万一、居宅に戻れなかった場合は、全額自費になることを了承の上で申請すること。	
76	給付券が発行され、工事は完了したがまだ入院している。一時退院した時手すりを使用した。給付は受けられるか。		給付対象外。一時退院は医療保険適用期間中のため、介護の給付は受けられない。	

	No.	質 問	回 答
その他	77	施設に入所中であるが、月に数回一時帰宅する時のために住宅改修したいが対象となるか。	給付対象外。施設入所の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないことと同様の考えとなる。
	78	着工時点では存命であったが、完成日前日に死亡した場合、住宅改修費は支給されるか。	死亡する前までの総工事期間のうち、要介護（支援）認定の有効認定期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修費を支給する。
	79	着工時点では要介護（支援）認定されていた者が、その後の更新認定で非該当となった場合、住宅改修費の請求は可能か。	非該当となった時点で支給資格を失うため、総工事期間のうち、要介護（支援）認定の有効認定期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修を支給する。
	80	介護認定申請中に住宅改修の事前申請をしてもよいか。	差し支えない。ただし、非該当になった場合は給付の対象とはならない。
	81	介護認定申請中に住宅改修の事前申請を行い、承認を受け、工事は完了したが、まだ認定結果が出ていない場合、支給申請できるか。	結果が出る前に支給申請することは差し支えないが、支払いは認定結果が出てからとなる。ただし、非該当になった場合は給付の対象とはならない。
	82	着工日時点で介護1だったが、その後介護認定更新した結果支援2となった。この住宅改修における介護度はどちらが基準になるか。	着工日時点の介護度が基準となる。
	83	着工時点では負担割が1割だったが、領収日に3割になっていた。領収書は何割負担分になるか。	領収日の負担割合が基準となる。
	84	住宅改修の支給申請の時効は何年か。またその起算日はいつになるか。	時効は2年であり、起算日は利用者が代金を完済した日の翌日である。
	85	被保険者本人または家族等が自ら住宅改修をする場合、支給対象となるか。	材料費のみが支給対象となる。 この場合、工事前申請に添付する工事見積書については、使用する材料の内訳書を本人または家族等が作成すること。 また、工事後に提出する領収書については、材料を販売した販売店が被保険者本人フルネーム宛に発行したものが必要となる。
	86	工務店に勤めている家族が、従業員として施工し代金を工務店の経理に計上する場合、工賃も支給対象となるか。	対象となる。
87	事前に承認を受けた工事に変更が生じた場合、どのように対応したらよいか。	必ず施行前に介護保険課給付担当へ連絡すること。変更内容によっては再度の申請が必要となる場合があるため注意すること。	